

函 財 税

令和 7 年(2025 年) 5 月 2 3 日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付いたしますのでよろしくお願いします。

記

- 函館市定額減税調整給付金（不足額給付）に係るコールセンターの開設について

(財務部税務室)

函館市定額減税調整給付金（不足額給付）に係るコールセンター
の開設について

1 コールセンターの開設

函館市定額減税調整給付金（不足額給付）は、令和6年分の所得税額や定額減税の実績額等により確定した本来給付すべき額と、当初調整給付において支給した額（以下、「当初調整給付額」という。）との間で不足額が生じた方などに給付を行うものになります。

現在、支給に必要な書類（確認書等）の送付に向けた準備を進めておりますが、給付金の手続き方法等、市民の方からの問い合わせ対応を行うコールセンターを令和7年5月26日（月）に開設します。

- （1）名 称：函館市定額減税調整給付金（不足額給付）コールセンター
- （2）電話番号：0120-728-828（フリーダイヤル）
- （3）受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

2 函館市定額減税調整給付金（不足額給付）の概要

（1）事業の目的

令和6年度に実施した当初調整給付は、令和6年6月3日時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに推計した所得税額により算出していたことから、令和6年分の所得税額や定額減税の実績額等が確定した後には算出する本来給付すべき額と当初調整給付額との間で不足が生じる方に対し、その不足額を支給するほか、定額減税の対象外となっていた方について、低所得世帯向け給付（※）の支給対象になっていないことを要件として本給付金を支給します。

（※）低所得世帯向け給付

- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付（7万円）
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
- ・令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

（2）支給対象者

【不足額給付Ⅰ】

令和6年分所得税額および定額減税の実績額等の確定により、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

＜給付対象となりうる方（例）＞

- ①令和5年中の所得に比べ、令和6年中の所得が減少したことにより、

令和6年分推計所得税額 > 令和6年分所得税額
（令和5年所得） （令和6年所得）

となった方

- ②令和6年中にこどもの出生等により、扶養親族等が増加した方
- ③当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度個人住民税所得割額が減少した方

【不足額給付Ⅱ】

次のア～ウの要件をすべて満たす方

- ア 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円である方
- イ 税制度上、扶養親族等から外れてしまう方
- ウ 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員に該当していない方

<給付対象となりうる方（例）>

- ①青色事業専従者，事業専従者（白色）
- ②合計所得金額48万円超の方

（3）支給額

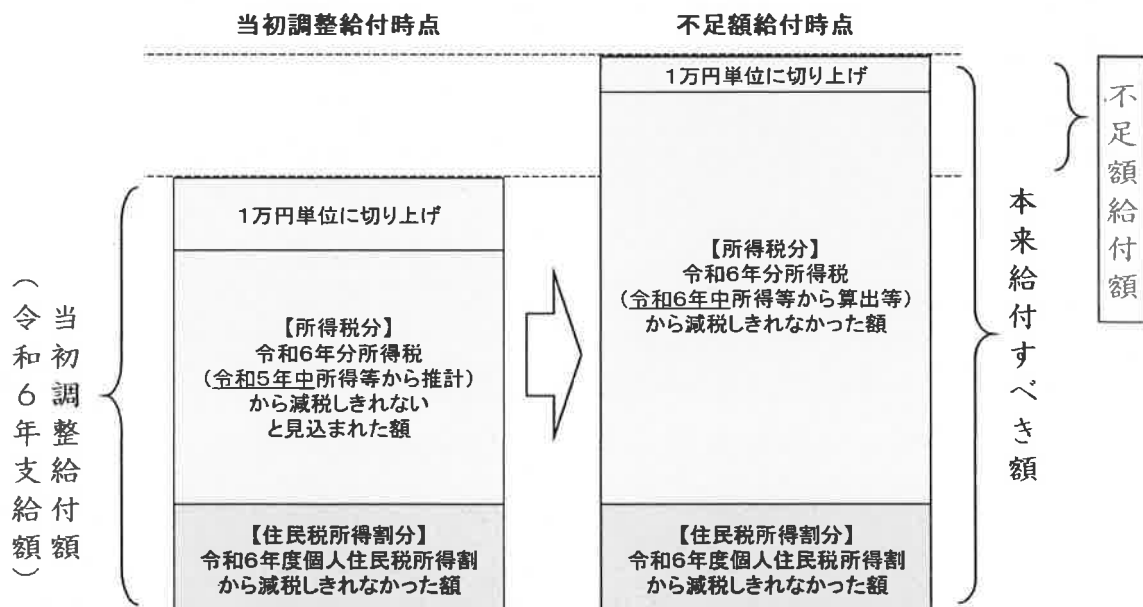
【不足額給付Ⅰ】

本来給付すべき額と当初調整給付額との間で生じた差額（不足額給付額）

<算定式>

$$\text{本来給付すべき額} - \text{当初調整給付額} = \text{不足額給付額}$$

<イメージ>



【不足額給付Ⅱ】

4万円

※令和6年1月1日時点で国外に居住されていた方は3万円

(4) 支給方式等

支給方式	プッシュ型	確認書または申請書
対象者	① 当初調整給付を口座振込により受給された方 ② 国（デジタル庁）に公金受取口座を登録している方	左記①②のいずれにも該当しない方
送付書類	支給のお知らせ	確認書または申請書 ※ 令和6年1月2日以降に函館市に転入された方には、申請書を送付します。
書類発送時期	【不足額給付Ⅰ】 令和7年7月上旬 【不足額給付Ⅱ】 令和7年7月下旬	【不足額給付Ⅰ】 令和7年7月中旬 【不足額給付Ⅱ】 令和7年8月上旬
申請方法	原則、申請手続きは不要です。 ※ 振込口座の変更を希望する方や受給を辞退される方は、「支給のお知らせ」に記載している期日までに、コールセンターへ連絡してください。	確認書または申請書を返信用封筒に入れ、郵送してください。 ※ 確認書が送付された方は、確認書にオンライン申請用の二次元コードが記載されておりますので、オンラインによる申請も可能です。 なお、オンライン申請の場合、確認書や添付書類の提出を省略できます。 【申請期限】 令和7年10月31日（金） 消印有効 ※ 期限までに申請がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。
支給時期	【不足額給付Ⅰ】 令和7年7月下旬 【不足額給付Ⅱ】 令和7年8月中旬 ※ 支給予定日を記載した「支給のお知らせ」を送付します。	・ 市が確認書を受理した日から約3週間程度で支給予定です。 ※ 受付状況等により、支給が前後する場合があります。 ・ 市が申請書を受理した後、支給要件を満たす方には、支給予定日を記載した「支給のお知らせ」を送付します。